

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年6月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区企業向け女性の活躍支援情報誌編集委託

(2) 目的及び業務内容

厚生労働省が発表した3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.15倍と平成5年以来約23年ぶりの高い水準となった。緩やかな景気回復を背景に人手不足感が強まっており、さらにわが国が人口減少社会となっている現在、貴重な労働力として、女性の活躍が不可欠となっている。男女雇用機会均等法が施行され30年が経ち、これまで以上に女性の就業を推進していくために、これから働く女性、すでに働いている女性、再就職をめざす女性などの全ての女性が、働きやすい・働き甲斐のある職場で活躍できることが望ましい。

区でも、新実施計画「世田谷人材の充実と活用」の具体的なアクションプランとなる産業振興計画(H26~H29)の「多様な就業形態に対応した就業マッチングの推進」のなかで、女性の就業拡大を掲げている。

そのため区では、女性が活躍している好事例などを掲載した情報誌「女性の活躍支援情報誌」を作成し、区内企業等の社員や関係者を対象読者として、企業に対する理解啓発を行う。本業務は、理解啓発のために役立つ情報を掲載した冊子の企画・編集・デザイン及び印刷入稿用版下の作成までを行うこととし、冊子の印刷は本業務に含まない。

【仕様】A4サイズ、16ページ

【内容】(例)

はじめに ~女性の活躍が求められる社会的背景~

本書の目的(目指すべき方向性)

社会資源のフル活用(新たな雇用制度や助成金など)や社内の意識変化

就労環境が改善(女性が働きやすい環境づくり)

地域に潜在する優秀な女性人材を確保

業績が向上

企業で働く社員の意識の醸成

国、都、区等の公的機関が発表したデータを中心に裏付けられた社会的背景の変化や、社員理解度チェック表等

女性直撃インタビュー(働いている女性、働きたい女性の、生の声)

区内で働いている女性の声（「就職の決め手となった人事制度や職場環境」等）、働きたい女性の声（「利用したい制度や望ましい職場環境」等）を区内学生にインタビューさせる等

女性活躍のための取り組み、成功した区内企業の事例（区で表彰実績等のある企業を中心とする。）

どんな社会資源があるか

女性活躍のための雇用制度や、助成金などを解説（国、都、区等の公的機関の制度を中心に解説する。）

まとめ

あとがき

(3) 履行期間

平成27年8月から平成27年12月21日（予定）

2 参加資格

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

(5) プライバシーマークを直近から2回以上更新していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

(2) 同種・類似業務の実績

(3) 業務の実施方針及び自社のPR

(4) 業務内容に関する提案

(5) 見積書

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区産業政策部工業・雇用促進課 担当 井上、中西

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7

TEL：03-3411-6662

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成27年6月3日（水）～平成27年6月17日（水）午後3時

まで(土日を除く、8時30分～17時まで。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成27年6月17日(水)午後3時まで(土日を除く、8時30分～17時まで。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参に限る。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

部 数：10部(正本1部、副本9部)

A4判、片面刷り、合計25ページ以内(表紙含む、カラー可)、様式は自由。

表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月を記載すること。

会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

期 限：平成27年7月13日(月)午後3時まで(土日を除く、8時30分～17時まで。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参に限る。

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 本業務の成果物の著作権は原則的に世田谷区に帰属し、本業務により新たに作成された著作物について、受注者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本業務の契約前に保有していた権利については、この限りでない。

(11) 詳細は説明書による。